

2023年版『合格のトリセツ 基本テキスト』の訂正につきまして

2023年3月30日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2023年版 行政書士 合格のトリセツ 基本テキスト』第1刷の記載につきまして訂正がございます。

GD05847 『2023年版 行政書士 合格のトリセツ 基本テキスト』第1刷

第1分冊【第1編 憲法】

(p.19) 側注 ★1 ワンポイント

民法や道路交通法などは、私たち国民が守らなければならないルールです。

↓ (訂正)

法人に営業の自由や財産権は保障されますが、選挙権は保障されません。

(p.50) 重要判例 (1行目)

【事案】 一般社団法人の所有する孔子廟について、那覇市長が公園敷地

↓ (訂正)

【事案】 一般社団法人の所有する孔子廟について、那覇市長が公園敷地

(p.93) 側注

★8 — (訂正) → ★2

★9 — (訂正) → ★3

★10 — (訂正) → ★4

(p.94) 側注

★11 — (訂正) → ★5

★12 — (訂正) → ★6

★13 — (訂正) → ★7

★14 — (訂正) → ★8

第5分冊【行政書士試験六法】

(p. 85) 民法 821 条 ~ 822 条

改正前	改正後
<p>(居所の指定) 第821条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。</p> <p>(懲戒) 第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</p>	<p>(子の人格の尊重等) 第821条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>(居所の指定) 第822条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。</p>

- 2022年12月16日に公布された「民法等の一部を改正する法律」のうち、親権者の懲戒権に関する規定(改正前822条)を削除するとともに、子に対する監護及び教育における子の人格を尊重する義務や体罰等の禁止等に関する規定(改正後821条)を設ける民法の改正規定が、公布の日(2022年12月16日)に施行されたことから、2023年度の行政書士試験の出題範囲に含まれます。

(p. 154) 地方自治法 92 条の 2

改正前	改正後
<p>第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p>	<p>第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第10号において同じ。)をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。)及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p>

- 2022年12月16日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和(92条の2を改める)が行われて、2023年3月1日に施行されたことから、2023年度の行政書士試験の出題範囲に含まれます。

(p. 156) 地方自治法 101 条

改正前	改正後
第101条（7項まで 省略）	第101条（7項まで 省略） 8 前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

- ・ 2022年12月16日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備（101条に8項を加える）が行われて、公布の日（2022年12月16日）に施行されたことから、2023年度の行政書士試験の出題範囲に含まれます。

以上のように、訂正いたします。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部